

役員および評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人福井県スポーツ協会(以下「本会」という。)定款第19条及び第31条の規定に基づき、本会の役員の報酬等に関し、必要な事項を定める。

(役員)

第2条 この規程において役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

2 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

3 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、常勤の理事に支給する月額報酬をいう。

(費用)

第4条 役員等の職務の遂行に伴い発生する旅費等の経費は、費用として報酬と明確に区分しなければならない。

(月額報酬)

第5条 常勤の理事の月額報酬は20万円以内とし会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第6条 常勤の理事の月額報酬の支給日は毎月21日(その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日)とする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張時の旅費)

第7条 本会が役員等に対し出張を依頼するときは、福井県職員の例に準じ旅費を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人福井県体育協会の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

2 平成30年4月1日一部改訂(第1条)